

植木桜つつみ公園
指定管理者募集要項

直方市
令和元年7月

1. 指定管理者選定の目的

(1) 設置目的

地元住民、関係団体等との連携を図りながら、植木桜つつみ公園パークゴルフ場については、子どもから高齢者まで幅広い交流ができる『パークゴルフ』による交流・生涯スポーツの拠点として、その他の公園施設については、地元住民や公園利用者の憩いの場としての活用を想定しています。

(2) 方向性（施設の在り方）

植木桜つつみ公園は、平成 11 年に供用開始以降、地元住民をはじめ、市内外の多くの方の憩いの場として利用されています。

また、同公園内に設置するパークゴルフ場は、平成 18 年に供用開始以降、交流・生涯スポーツの拠点施設として、公益社団法人日本パークゴルフ協会の公認を受けたコースを擁し、利用者数は毎年延べ 1 万人を超えるなど、市内外の多くの人に愛されています。

指定管理者には、植木桜つつみ公園の効率的な管理運営を行っていただくとともに、子どもからお年寄りまで幅広い世代の交流や住民の福祉の増進、市内外からの数多くの集客による直方市の活性化に貢献していただきたいと考えています。

2. 施設の概要

(1) 名称

植木桜つつみ公園

なお、園内に設置する便益施設（名称：なのはな畑）は、指定管理の対象外とします。

(2) 所在地

直方市大字植木 4064 番地 1 地先ほか

(3) その他

別添の「植木桜つつみ公園管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載のとおり。

3. 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

ただし、指定期間中であっても、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

4. 指定管理者が行う業務の範囲等

指定管理者が行う主な業務内容は以下のとおりです。詳細につきましては、別添の「仕様書」をご参照ください。

(1) 植木桜つつみ公園の施設運営に関する業務

（利用の許可及びその制限、利用料金の設定・收受、事業の企画・実施、広報等）

- (2) 植木桜つつみ公園の維持管理に関する業務
(施設・設備等の保守・管理及び清掃、備品等の管理、保安警備等)
- (3) 植木桜つつみ公園の経営管理に関する業務
(事業計画書、事業報告書の作成、収支管理等)
- (4) 直方市元気ポイント事業に関する業務

直方市では、市主催健康診断の受診や介護予防活動への動機付けとして、所定の事業等に参加した65歳以上の直方市民に対し、所定のポイントカードにポイントを付与する事業を行っています。当パークゴルフ場でのプレーもポイント付与の対象となることから、パークゴルフ場の利用者へのポイント付与業務(1ラウンド以上の利用で一日1ポイントを、利用者が提示したポイントカードに押印)を行っています。

- (5) 直方市ふるさと応援寄付金(ふるさと納税)の対応

直方市ふるさと応援寄付金(ふるさと納税)による寄付金に対する返礼品として、パークゴルフ場回数券(土日祝日・大人用回数券:寄付金16,000円につき1冊、平日・大人用回数券:寄付金19,000円につき2冊)を提供しております。

直方市ふるさと応援寄付金によるパークゴルフ場回数券の売り上げは、指定管理者の収入となりますが、指定管理者には、寄付者に対し、パークゴルフ場回数券を簡易書留にて送付していただく業務を行っています。

- (6) その他植木桜つつみ公園の管理運営に関する業務
- (7) 指定管理者企画事業

上記「(1)植木桜つつみ公園の施設運営に関する業務」について、本市が仕様書に掲げる業務(以下「市企画事業」という。)のほか、自らが企画する施設運営事業を提案することができます。提案した事業が採用された場合は、「指定管理者企画事業」として施設運営業務に含むものとします。

- (8) 自主事業

施設運営業務のほか、基本協定書締結後に、施設運営業務の実施を妨げない範囲で、指定管理者自身の責任により自主事業を実施することができますので、積極的に検討してください。必要に応じて提案が可能です。なお、実施する際には、あらかじめ市の承認を得る必要があります。

自主事業の費用は、指定管理者が負担するものとし、指定管理料により実施することはできません。

なお、応募段階で自主事業を企画している場合は、その収入について施設運営経費に充当することを収支計画書(様式8)で提案できるものとします。

市企画事業、指定管理者企画事業及び自主事業の相違点については、別紙1「市企画事業、指定管理者企画事業及び自主事業の定義・分類表」を参照してください。

5. 利用料金に関する事項

(1) 利用料金制度の導入

パークゴルフに係る利用料金は、原則として指定管理者の収入といたします。条例に定める範囲内で指定管理者が市の承認を受けて定めることとなります。

なお、条例に定める利用料金の上限額には、消費税及び地方消費税が含まれます。

(2) 利用料金制度から生じる利益

利用料金による収入は指定管理者の経営努力によるものである一方で、公の施設の管理運営業務から生まれたものでもあります。したがって、事業報告に基づき、計画を大きく超える利益が生じた場合は、その一部を市民へ還元するものとし、還元額及び還元方法等は、協議によって決定するものとします。

6. 指定管理料に関する事項

(1) 指定管理料

1. 事業及び指定管理料について

市からの指定管理料、利用者から收受する利用料金及び施設内のその他の収入で運営してください。実際にお支払いする指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者から応募時に提案された金額をもとに、毎年度、実施協定を締結する中で市と指定管理者との協議によって決定します。

2. 指定管理者の収入として想定されるもの

ア 指定管理料（市からの委託料）（上限額 年間 8,312 千円）

提案内容に含まれます。

イ 利用料金及び施設内のその他の収入

パークゴルフに係る利用料金は、条例に定める範囲内で指定管理者が市の承認を受けて定めることとなります。なお、条例に定める利用料金の上限額には消費税及び地方消費税が含まれます。

また、指定管理者企画事業や自主事業による収入についても、指定管理者の収入とします。

3. 公園施設設置・管理に係る使用料及び占用料の取り扱い

公園施設の設置・管理に係る使用料や公園の占用に係る占用料については、指定管理者の収入ではなく、市に帰属するものとします。

4. 市が支払う指定管理料に含まれるもの

指定管理料については、管理運営業務の執行に係る次の経費が含まれるものとして、その金額をお支払いします。なお、公租公課は全て指定管理者の負担となるため、各税の納税義務者となるか否かについては、あらかじめ関係官公署にご確認ください。

- ① 施設の維持管理費（修繕費、備品購入費、光熱水費、保守管理費など）
- ② 人件費 ③ 事業費（自主事業に係るものを除く） ④ 一般管理費

(減免による利用料金収入の減収について)

指定管理者は、直方市都市公園条例（以下「条例」という。）第14条の2の規定に基づき、あらかじめ市の承認を受けて利用料金の全部又は一部を減免することができます。なお、減免による利用料金収入の減収分については、指定管理料に含まれるものとし、別途補填は行いません。

(修繕料の取り扱い)

市が所有する施設、付属設備、備品等（以下「市所有備品等」という。）の修繕については、1件30万円（消費税及び地方消費税を含む。）を基準額とし、市の見積もりで基準額以下の修繕は、原則として指定管理者が指定管理料の範囲内において負担するものとし、基準額を超える修繕は、市が負担するものとし、緊急かつやむを得ない場合は、市と指定管理者とで協議して負担するものとし、また、指定管理料のうち、50万円（消費税及び地方消費税を含む。）を市所有備品等の修繕料と定め、年度当初に概算で支払い、年度終了後の実績報告に基づき精算を行います。

基準額以下の修繕回数が多く、指定管理料における修繕料を超えそうな場合にも、原則、施設の管理に付随するものであるため、指定管理者の運営努力により実施するものとするが、原因等を確認し、市と指定管理者との協議のうえ指定管理者が負担することが適当でないと認められるものについては、市の負担とします。精算の結果、余剰が生じた場合は、市へ返納していただきます。

なお、指定管理料により修繕を行う場合は、金額の多少に関わらず、市との事前協議が必要です。

詳細については、毎年度、市と指定管理者との協議によって決定するものとし、

(施設の改造、増築、移設について)

原則として市の負担とします。ただし、指定管理者の提案により実施するものは、負担や発注方法等について市と指定管理者との協議によって決定するものとし、

(郵便料金の取り扱い)

直方市ふるさと応援寄付金（ふるさと納税）による寄付金に対する返礼品としてパークゴルフ場回数券を発送する際の簡易書留に係る郵便料金については、指定管理料のうち2万円（消費税及び地方消費税を含む。）を郵便料金と定め、年度当初に概算で支払い、年度終了後の実績報告に基づき精算を行います。精算の結果、余剰が生じた場合は、市へ返納していただきます。

5. 指定管理料の支払い

四半期ごとに前金払いで支払います。（修繕料及び郵便料金を除く。）

具体的な支払方法等は、協定等で定めます。

(2) 留意事項

1. 経理

管理運営業務の執行に係る経理については、他の業務に係るものと明確に区別してください。

2. 課税体系について

- ① 消費税及び地方消費税
指定管理料の全額が消費税及び地方消費税の課税対象となります。
- ② 印紙税（印紙税が必要な場合）
指定管理者が本市に交付する協定書には、収入印紙の貼付が必要です。詳細については税務署にご確認ください。

3. 余剰金について

市の要求水準をみたとしつつ経営努力により生じた余剰金については、原則として指定管理者の収入とします。損失が生じた場合、市がこれを補填することはありません。

ただし、事業の縮小・業務の不履行、指定取り消し等の理由により余剰金が生じた場合は、必要に応じ指定管理料の全額または一部を返還するものとします。

7. 募集及び選定の全体スケジュール

- ① 募集要項の配布 令和元年7月1日（月）～8月30日（金）
- ② 質問の受付 令和元年7月1日（月）～8月9日（金）
- ③ 現地説明会の受付 令和元年7月1日（月）～7月31日（水）
- ④ 現地説明会の開催 令和元年7月8日（月）、7月22日（月）、8月5日（月）
- ⑤ 応募書類受付 令和元年8月19日（月）～8月30日（金）
- ⑥ 審査（選定委員会） 令和元年9月（予定）
- ⑦ 審査結果の通知 令和元年10月上旬（予定）
- ⑧ 仮協定の締結 令和元年10月中旬（予定）
- ⑨ 指定管理者の指定 令和元年12月議会（予定）
- ⑩ 引継ぎ開始 令和2年1月上旬（予定）

8. 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和元年7月1日（月）～8月30日（金）

(2) 配布場所

募集要項及び応募様式等は、本市ホームページからダウンロードしてください。

(URL http://www.city.nogata.fukuoka.jp/shisei/_1240/_6180.html)

9. 公募資格

(1) 応募資格

応募者は、指定管理者として対象施設を安全・円滑に管理運営する能力を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等のグループ（以下「グループ」という。）とします。（個人での応募は出来ません。）グループで応募する場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めるとともに、グループ内の役割分担を明確にしておいてください。

なお、グループの構成団体である法人等は、他のグループの構成団体になることや単独で応募することはできません。

(2) 応募の制限

以下のいずれかに該当する場合は、応募することはできません。また、グループの構成団体になることもできません。応募者（グループの構成団体を含みます。）が以下のいずれかに該当することが判明した場合は、失格とします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者資格）の規定により、本市における入札参加を制限されている者
- ② 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きを行っているなど経営状態が不健全であると判断される者
- ③ 本市において指名停止の措置を受けている者
- ④ 法人等（任意団体にあつてはその代表者）が、国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税を完納していない者
- ⑤ 応募時点で、自らの責めに帰すべき事由により、本市において5年以内に指定管理者の指定の取り消しを受けた者。また、指定の取り消しを受けた場合は、取り消しとなった事由が是正されていない者。
- ⑥ 法人等の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当する者、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にある者
- ⑦ 上記⑥に関し、応募した法人等の役員等について福岡県警察本部に照会します。照会の結果、応募資格が無いと判断した場合は、応募者に通知します。また、指定管理候補者選定後に、必要な資格を有しないことが判明した場合には、速やかにその旨を通知し、決定を変更することとします。

(3) 留意事項

① 接触の禁止

本件応募に際し、自己が有利になる目的のため、選定委員会の委員、本市職員及び募集関係者への働きかけを行うことを禁じます。働きかけの事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

② 提出内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微な修正を除く。）

③ 重複応募の禁止

応募は、一法人等（グループ）につき一案とします。複数の応募はできません。

④ 応募書類の取り扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず返却いたしません。

⑤ 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

⑥ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、すべて法人等（グループ）の負担とします。

- ⑦ 虚偽の記載等をした場合
申請資格を満たしていない場合及び応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑧ 提出書類の取り扱い・著作権
提出書類の著作権は、作成した法人等（グループ）に帰属します。ただし、市は指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を使用できるものとします。また、提出書類は、直方市情報公開条例（平成 14 年直方市条例第 21 号）の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き公開されることがあります。
- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等
応募内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとします。
- ⑩ 応募書類の追加
応募書類の追加は原則として認めません。ただし、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります、その取扱いについては、応募書類に準じます。
- ⑪ 提供資料の目的外使用の禁止
市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、応募に際して知りえた情報を第三者に漏らしてはいけません。
- ⑫ 市内事業者等の活用
従業員を雇用する場合やグループの構成団体又は事業実施に際して他の法人等を採用する場合には、地域経済の振興を図る観点から、可能な範囲で市民や市内の法人等を採用するよう努めてください。

10. 手続き

(1) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を市に提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

・ 申請書

グループによる応募の場合は、全ての構成団体が下記ア～ウの申請書を提出するとともに、「エ 共同事業体協定書【様式 4】」及び「オ 委任状【様式 5】」を提出してください。

- ア 指定管理者指定申請書 【様式 1】
- イ 誓約書 【様式 2】
- ウ 役員名簿一覧 【様式 3】
- エ 共同事業体協定書 【様式 4】 ※グループによる応募の場合のみ提出
- オ 委任状 【様式 5】 ※グループによる応募の場合のみ提出

・ 法人等に関する書類〔イ～オは、任意書式〕

※グループで応募する場合は、それぞれの構成団体の下記書類を提出してください。

ア 法人等の概要書【様式6】

イ 定款、寄付行為、規約又はこれらに準ずる書類

ウ 登記事項証明書（申請日前3ヶ月以内のもの）

※その他の団体の場合は、法人の登記簿謄本の記載事項を明らかにする資料を提出してください。

エ 直近2年間の決算関係書類

（事業報告書、貸借対照表、損益計算書、収支計算書、財産目録等）

※設立後2年以内の場合は、設立後の書類を提出してください。

オ 納税証明書（国税（法人税、消費税及び地方消費税）、地方税）

※滞納がないことを確認しますので、完納証明書など税の未納がないことが分かる証明書を提出してください。

※地方税の納税証明書は、市内法人等は直方市税、市外法人等は都道府県税の物を提出してください。

※申請日前1か月以内に発行されたもの

・ 事業提案に関する書類

ア 事業計画書【様式7】

イ 収支計画書【様式8】

ウ 人員配置計画表【様式9】

エ 管理業務実施計画表【様式10】

(2) 提出部数

原本（正本）1部、コピー（副本）7部を提出してください。

(3) 提出方法

応募書類を下記のとおり受け付けます。

① 受付日時

令和元年8月19日（月）～8月30日（金）（土日祝日を除く。）

8時30分～17時まで（必着）

② 受付方法

応募書類は、持参又は郵送にて事務局あてに提出してください。郵送の場合は、特定記録郵便又は書留郵便で送付してください。それ以外での郵便事故等には対応致しかねますのでご注意ください。

③ 留意事項

ア 応募書類は、別に定める応募様式に則って作成し、A4縦長ファイルに綴じた上で提出してください。

イ A4縦長ファイルの表紙、背表紙には、事業名、応募者名を記載してください。

ウ 応募書類の規格は、既存のパンフレット等を除き、A4判タテとします。

1 1. 現地説明会

現地説明会を下記日程にて開催します。応募書類の作成に際して必要な場合は参加してください。なお、この説明会への参加の有無は、指定管理者の選考に影響を与えるものではありません。

(1) 開催日時

令和元年7月8日（月）、7月22日（月）、8月5日（月）

各日とも午前9時から午後4時まで ※1 応募者あたり 1～2 時間程度を予定

(2) 集合場所

植木桜つつみ公園パークゴルフ場管理棟

(3) 内容

現地の施設、備品等の確認をしていただきます。

(4) 申込方法及び期限

「植木桜つつみ公園指定管理者公募に係る現地説明会参加申込書【様式12】」に必要事項を記入の上、E-mail 又は FAX にて事務局あてに提出してください。

訪問、電話、郵送による申し込みは受付いたしません。

現地説明会の日程は、個別に調整します。

(申し込み期限)

令和元年7月31日（水） 17:00 まで

(5) 参加人数の制限

会場の都合上、現地説明会の参加者は、1 応募者あたり 3 名以内とします。

(6) 留意事項

現地説明会にて出された質問については、その場で回答するとともに、本市ホームページにて公表いたします。

なお、現地説明会予定日の2日前（土日祝日を除く。）までに市から日程調整の連絡がない場合は、事務局までお問い合わせください。

募集要項等は各自で印刷の上、持参してください。

1 2. 応募に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和元年7月1日（月）～ 8月9日（金）17:00 まで

(2) 質問方法

「植木桜つつみ公園指定管理者公募に係る質問書【様式11】」に必要事項を記入の上、E-mail 又は FAX にて事務局に提出してください。訪問、電話、郵送による質問は受付いたしません。また、事務局以外へのお問い合わせもご遠慮ください。

(3) 回答方法

質問及び回答内容については、本市ホームページにて随時公表いたします。ただし、質問書を提出した法人等の名称は掲載いたしません。また、公平性を損なう恐れのある質問には、お答えできない場合があります。

1 3. 指定管理者候補の選定

(1) 選定の基準

指定管理者の選定にあたっては、選定委員会を設置し、直方市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成 17 年条例第 19 号。以下「指定管理条例」という。）の下記基準に基づき、同選定委員会の審査による選定を受け、優先候補者を選定します。

ア 事業計画書に基づく植木桜つつみ公園の運営が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画の内容が、植木桜つつみ公園の設置の目的を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画に沿った管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査の手順

① 応募書類の確認

法人等からの提出書類について、応募条件・資格を満たしているのかを事務局で確認します。

② 審査方法

選定委員会による書類審査と応募者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査結果を踏まえて市長が優先候補者を選定します。

② 審査項目及び配点

選定委員会における審査項目及び審査の配点は、別紙 2「選定委員会における評価項目・配点表」のとおりです。

(3) 選定委員会

① 日時

令和元年 9 月（※正式な日時は、申し込み締め切り後に通知します。）

② 場所

福岡県直方市殿町 7 番 1 号 直方市役所

③ 内容

応募書類（経営管理、事業計画等）についての概要及び PR 等の説明、質疑応答
※ 1 応募者あたり 60 分以内で設定する予定にしています。

※ 必要な PC、ケーブル類等の機材は、全てご持参ください。プロジェクター・スクリーンは直方市で用意できますが、機器同士の互換性その他の不具合による責任は負いかねますのでご注意ください。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募者（グループの場合は代表構成団体）に書面で通知します。

また、本市ホームページ上においても公表します。公表内容は、原則として、応募者数及び応募者名（グループの場合は各構成団体名）、選定方法、選定委員、選定基準及び配点、審査結果（得点）、選定された理由等です。優先候補者以外の応募者については、応募者名（グループの場合は各構成団体名）のみ公表し、結果（順位・得点・評価内容等）は公表いたしません。

1.4. 指定管理者の指定及び協定等

(1) 選定された指定管理候補者との協議

指定管理候補者の選定後、市は優先候補者と細目を協議し、協議成立後、仮協定を締結します。優先候補者との協議が成立しない場合は、第2順位の候補者と協議を行います。なお、次点としての権利を有するのは、指定管理期間開始日の前日までです。

(2) 指定管理者の指定

指定管理候補者との仮協定締結後、議会の議決を経て、指定管理候補者を指定管理者に指定し、その旨を告示します。この指定の日から、先に締結した仮協定が市との正式な協定となります。

(3) 協定書の締結（基本協定・年度別協定）

1. 基本協定

指定管理候補者の選定後、市と指定管理候補者は、別紙「植木桜つつみ公園の管理運営に関する協定書（基本協定）（案）」を基本に協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。議会の議決後に指定管理候補者を指定管理者に指定するとともに、先に締結した仮協定書が市との正式な協定となります。

2. 実施協定

基本協定に基づき、毎年度、市が指定管理者に支出する指定管理料に関する事項等について、別紙「植木桜つつみ公園の管理運営に関する協定書（実施協定）（案）」を基本に協議を行い、実施協定書を締結します。なお、実施協定の締結に当たり、毎年度10月末までに翌年度の事業計画書を市に提出していただきます。

3. 協定が締結できないときの措置

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。なお、この場合において指定管理者が本件に関して支出した費用については、市は一切補償しません。また、指定管理者の指定について議会の議決が得られない場合においても同様とします。

① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

② 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき

③ 社会的信用を著しく損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

(4) 引継ぎ事項

1. 指定期間前の引継ぎ

指定管理者は、仮協定締結以降、令和2年4月の業務開始に向けて、随時、協議や事務引継を行っていきます。なお、その経費については指定管理者の負担とします。

2. 指定期間終了時の引継ぎ

指定期間の満了又は指定の取り消し等の際し、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、施設の管理運営業務が遅滞なく円滑に遂行できるように引継ぎを行うものとし、ます。

1.5. 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 事業継続困難時などの報告義務

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりです。

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

モニタリング等の結果、指定管理者が市の指示に従わないときや、指定期間中に応募の制限事項に該当するとき、不正行為を行うなど指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合、市は指定の取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じることができるものとし、ます。その場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとし、指定管理者に生じた損害について、市は負担しないものとし、ます。

指定の取り消しは行政不服審査法に規定する処分に該当し、不服申し立てをすることが認められています。

② 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について両方で協議を行うものとし、ます。協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合、市はその指定を取り消すことができるものとし、ます。

(2) 市と指定管理者の責任分担（リスク分担表等）

市と指定管理者がそれぞれ負担するリスク分担の基本的な考え方は、別紙3「植木桜つつみ公園の管理運営業務の実施に伴うリスク分担表」のとおりです。なお、詳細につきましては、協定の締結を行う際に定めるものとし、ます。

1.6. 業務実施にあたっての留意事項

(1) 使用許可権限の譲渡の禁止

指定管理者は、指定管理者の地位又は業務に関して生じる権利を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し使用させ、又は継承させることはできません。

(2) 業務の第三者委託の取扱い（第三者委託を禁止する業務の範囲）

指定管理者は、事業に係る業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、事業運営などの基幹的業務以外の一部の業務（清掃、警備、設備の保守点検等）について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

なお、再委託については、本市において本市における入札参加を制限されている者及び指名停止の措置を受けている者は、再委託先になることができません。

(3) 財産の管理

仕様書 5 - (2)「施設・設備・備品等の保守、維持管理、修繕業務」に記載した内容を遵守してください。

(4) 個人情報の保護及び情報の公開に関する事項

仕様書 4 - (5)「個人情報の取り扱い」に記載した内容を遵守してください。

(5) 関係法令の遵守

指定管理者は、業務に際して関係法令等を遵守してください。

① 地方自治法及び同施行令

ア 第 244 条第 2 項

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではいけません。

イ 第 244 条第 3 項

指定管理者は、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはいけません。

② 都市公園法、同法施行令及び同法施行規則

③ 労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令

④ 直方市都市公園条例、同条例施行規則

⑤ 直方市個人情報保護条例、同条例施行規則

⑥ 直方市情報公開条例、同条例施行規則

⑦ その他の関係法令

（施設維持、設備保守点検に関する法規、工事に関する関連法規等）

(6) モニタリングの実施

指定管理条例第 8 条及び直方市指定管理者モニタリングマニュアルに従い、下記のとおり実施します。

1. 事業評価（モニタリング）

指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例、協定書、仕様書等で定めている施設の運営や維持管理に関する業務を指定管理者が適切に実施しているかどうか、指定管理者によって提供されるサービスの水準が市の要求水準を満たしているかどうか等について、管理運営業務等の実施状況を点検（各種計画書、報告書、実地調査、利用者アンケート等の確認）し、評価（指定管理者による自己評価、市による評価、選定委員会による評価）を行います。

モニタリングの実施時期や項目等については、協定等において定めます。

2. 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づく事業報告書のほか、月次報告書、作業日報等を提出していただきます。

なお、事業報告書等の記載項目等については、協定等において定めます。

3. 連絡調整会議の設置

市と指定管理者は、管理運営業務を円滑に実施し、業務の調整及び情報の交換を図るため、「連絡調整会議」を設置し、定期的を開催するものとします。指定管理者の管理運営業務の評価・指導にあたっては、連絡調整会議をその説明や対応協議などを行うための場とします。

(7) 指定の取り消し等

事業評価（モニタリング）の結果、指定管理者の業務が仕様書等に規定した水準を満たしていないと判断した場合、市は、指定管理者に対して改善勧告を行います。

また、改善勧告によっても改善が見られない場合、指定管理期間中であっても指定を取り消すことがあります。

17. その他

(1) 団体の名称や代表者変更・法人格の変更等に対する対応

団体の名称や代表者変更・法人格の変更等が生じた場合は、当該交代について議会への報告が必要となりますので、速やかに市へ報告を行ってください。

法人格の変更が生じる場合は、施設の管理業務に支障が生じないか、適切に事業が引き継がれるかといった観点からの審査を行い、再度指定に関して議会の議決が必要となります。

(2) 監査

指定管理者は、施設の設置者である市の事務を監査するために必要な範囲で、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

議会から監査委員に対し、市の事務に関する監査の求めがあった場合においても、市の事務を監査するために必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

(3) 指定管理者の経営状況について

指定管理者の経営状況を把握するため、決算終了後、法人等の経営状況を確認できる決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、収支計算書、財産目録等）を提出していただきます。

18. 問合せ先

この募集に係る事務局は、次のとおりとします。

直方市 産業建設部 都市計画課 公園街路係

〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号

TEL 0949(25)2200 FAX 0949(25)2555

メールアドレス n-shigai@city.nogata.fukuoka.jp